

1. はじめに

周知のように、韓国は日本同様、コメを主食とする国であり、農業部門においてコメは非常に重要な産業といえる。しかし所得の増加とともに、食の西洋化が進み、その消費量は年々減少している。さらに 1995 年からミニマムアクセス (MA) 米⁽¹⁾の輸入を行っており、このような輸入の増加や消費の減退に直面して、過剰供給の問題が顕在化している。それ故現在、関税化受け入れや生産調整の導入等が様々な場で検討されている。

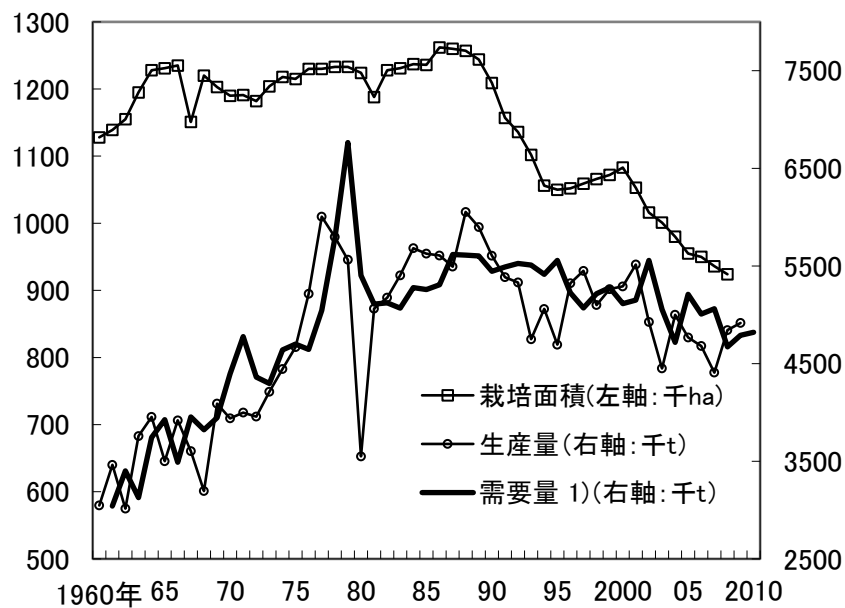
本年 8 月 30 日に就任した劉正福農林水産食品部長官も、在庫問題を意識した就任の挨拶を行っており、「コメの問題については、過剰在庫の解消と収穫期の米価安定のため、十分な対策を準備する」とし、「コメの加工産業活性化などの中長期的な需給安定対策も実効性のある方向に再編成する」と述べている。さらに翌日 31 日には、コメに関する需給安定対策（農林水産部（2010））を発表した。

本稿では、以上のような韓国におけるコメの懸案事項について、特に MA 米に注目し、コメの国内需給にいかなる影響を与えているのかを観察する。

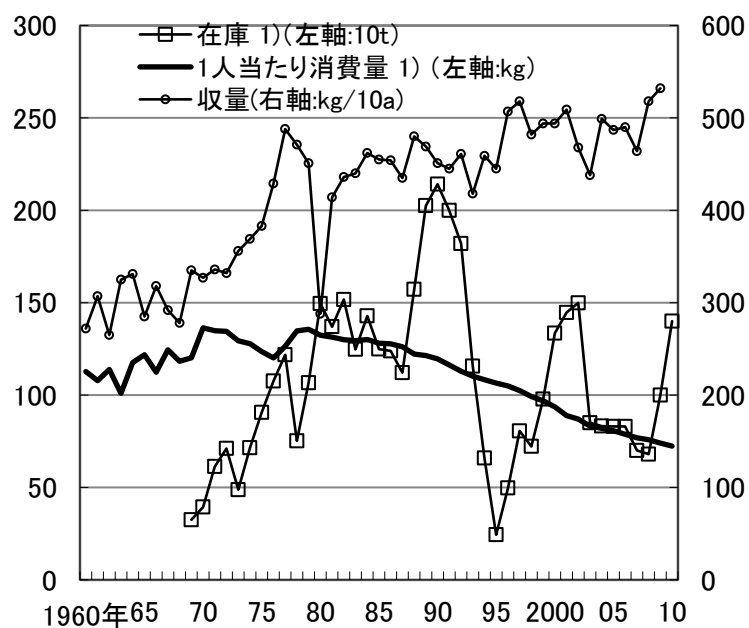
2. コメ農業の状況

MA 米に関する議論を行う前に、まず韓国のコメの生産と消費の現状を概観しておこう。栽培面積を確認すると（第 1 図 (a)）、1960 年から 80 年代後半まで、なだらかに増加していたが、87 年からは宅地開発や公共施設建設等の他用途への転換が進み顕減しており、2009 年には 87 年の 3/4 となっている。生産量（精米単位）については（第 1 図 (a)）、1960 年には 304 万トンであったが、栽培面積の拡大や収量の高まりで 77 年に 601 万トンを記録するまで大幅に増加している。その後、1980 年の冷害による大凶作で 355 万トンまで急減するが、翌 81 年に 500 万トン以上の水準に回復し、88 年に再び 600 万トンを越えるまで増加している。1980 年代後半以降は、栽培面積の減少や低収穫高品質米の普及等が相まって、持続的に減っている。収量の推移は（第 1 図 (b)）、1960 年以後、技術進歩あるいは新技術の普及により、概ね上昇してきた。特に、1970 年代の急激な増加には、緑の革命で多収穫品種の統一米が開発・導入されたことが大きく寄与している。

需要面に関しては（第 1 図 (a)）、1970 年代後半まで増加した後に急落している。1980 年代に入ると緩慢な上昇を示すが、80 年代半ばから減少局面となっている。1 人当たりの年間消費量をみると（第 1 図 (b)）、全体需要よりも早くから低下しており、1979 年以降一貫して減少していることが見て取れる。具体的な数値で示すと、1979 年に 136kg であったが、2009 年には 74kg、2010 年には 72.4kg（推定値）となっており、79 年からほぼ半減している。



(a) 生産と需要

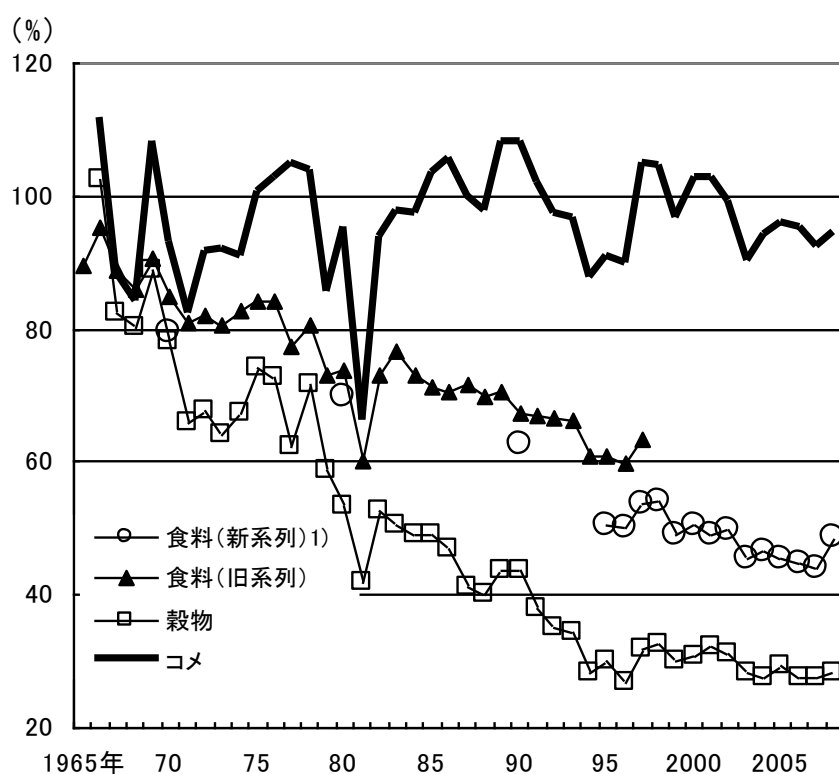


(b) 在庫と収量

第1図 コメの需給動向

資料：『農林水産食品統計年報』（各年版），農林水産食品部（2010）。

注 1）穀物年度（前年11月～当年10月）基準。2010年は推定値。



第2図 カロリーベースの自給率推移

資料：韓国農村経済研究院（各年版）

注 1) 新系列では、肉類について飼料自給率を考慮している。

このようにコメの需給が推移するなかで、農業部門では生産性の上昇が相対的に鈍化し、比較劣位化が確実に進行した。この比較劣位化は、第2図の自給率の値から把握できる。第2図に描かれているように、カロリーベースの自給率（新系列）は1970年の79.5%から90年に62.6%まで低下し、99年以降、2000年を除き50%を割り込んでおり、2008年に48.7%となっている。また穀物自給率も1966年に100%を越える102.5%であったが、その後急速に低下し、90年代後半に3割前後となり、2008年には28.4%となっている。

一方、コメについては（第2図）、自給率100%を達成した1975年以降、国境措置等の保護政策を通じて希少資源を生産に向かわせ、その水準をほぼ維持しており、国内自給に成功したといえる。しかし輸入制限下で農家に生産の誘因を与える政策は、価格以外の要因による需要の減少（需要曲線のシフト）やMA米の増加に直面して、米価の低下あるいは在庫量の増大を招来することとなった。このような過剰供給の問題は、第1図（b）をみると明らかである。2009年からコメの在庫が急増しており、08年の68万トンから、09年に100万トンとなり、2010年の在庫量は150万トン近くになる見込みである。このため、現在韓国では、過剰在庫の解決方法に関する議論が活発になされている。

3. コメ関税化に関わる交渉⁽²⁾

韓国は、ウルグアイラウンド交渉で、開発途上国として扱われ、1995年から2004年の10年間、関税化を猶予されたが、毎年一定量を拡大させるMA米を受け入れた。MA米は（第1表）、1988年から90年の平均消費量を基準として、95年から99年まで毎年0.25%ポイントずつ、2000年から2004年には毎年0.5%ポイントずつ比率を高めることになっており、数量ベースでは5.1万トンから20.5万トンまで増やす必要がある。

この関税化特例措置について、さらなる期間の延長を希望する場合、農業協定文付属書5(B)8項にある制約が課されることになる。この内容を確認すると、関税化猶予に関するすべての交渉を2004年に終了させ、かつ利害当事者に対して追加的で受容可能な譲許を提供しなければならない、とある（農林部(2005), p.268）。以上の条件のもとで韓国は、2004年1月に、米国をはじめ、中国、タイ、豪州等の利害当事国とコメ交渉を開始し、紆余曲折を経て年末に妥結させた⁽³⁾。

交渉結果をみると、2005年から2014年の10年間は継続して関税化を猶予されるが、MA米の拡大と主食用の国内販売を追加的に提供することを約束した⁽⁴⁾。また国家貿易で輸入するMA米には5%の低関税を課し、別途に（低率関税を除く）マークアップも賦課できる⁽⁵⁾（以下、議論の混乱を避けるため、第3図にあるように、低率関税を含めてマークアップという）。さらに関税化への切り替えは、必要な場合に履行期間中に可能となっており、MA量は翌年以降、関税化した年の値が適用される⁽⁶⁾。

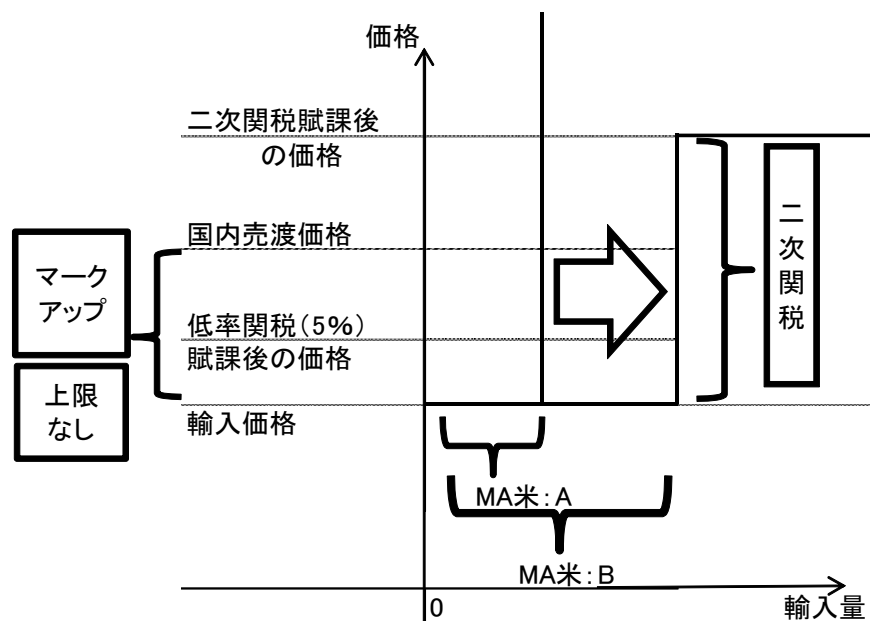
第1表 コメのミニマムアクセス¹⁾ (1995~2004年)

年	輸入量 (千トン)	基準値2)に 対する比率 (%)
1995	51	1
1996	64	1.25
1997	77	1.5
1998	90	1.75
1999	103	2
2000	103	2
2001	128	2.5
2002	154	3
2003	180	3.5
2004	205	4

資料：農林部食糧政策局（2007）p.357

注 1) MA米への関税は5%。

注 2) 1988~90年の平均消費量（513.4万トン）。



第3図 韓国のコメ輸入制度

資料：著者作成。

注：2010年現在、関税化猶予で二次関税はない。

第2表 コメのミニマムアクセス¹⁾ (2005～2014年)

年	輸入量 (千トン)	基準値 2) に対する 比率 (%)	Global 割 当量 3) (千トン)	主食用米		
				輸入量 (千トン)	基準値 2) に対する 比率 (%)	全体MA米 に占める 比率 (%)
2005	225.6	4.40	20.347	22.6	0.44	10
2006	245.9	4.79	40.694	34.4	0.67	14
2007	266.3	5.19	61.041	47.9	0.93	18
2008	286.6	5.59	81.388	63.1	1.23	22
2009	307.0	5.98	101.735	79.8	1.56	26
2010	327.3	6.38	122.082	98.2	1.91	30
2011	347.7	6.78	142.429	104.3	2.03	30
2012	368.0	7.17	162.776	110.4	2.15	30
2013	388.4	7.57	183.123	116.5	2.27	30
2014	408.7	7.97	203.47	122.6	2.39	30

資料：韓国コメ加工食品協会（2010）。

注 1) 関税は5%。

注 2) 1988～90年の平均消費量。

注 3) 全体MA輸入量から国家別クォータ（205228トン）を除いた部分（精米単位）。

以上の点を、第3図を用いて敷衍しよう。まずMA米をAだけ輸入すると、輸入価格に、マークアップ（低率関税を含む）が賦課された売渡価格まで上昇する。またMA米がAからBに増加した時点で関税化を受け入れたとすると、以後の低率関税輸入量はBに固定されるが、二次関税が発生する。この関税を負担すると、コメの輸入が可能となる。

今回の交渉で決められた輸入数量は（第2表）、前期間と同様に1988年から90年の平均消費量を基準としており、4.4%（2005年）から7.96%（2014年）になるよう毎年約2万トンずつ増やすことになっている。また主食用として、2005年に全体輸入量の10%を提供し、2010年に30%まで拡大させる⁽⁷⁾。

コメの輸入相手国に関しては、まず205228トンの既存数量に対し国家別クォータ（2005～2014年）を適用し、2001年から2003年までの輸入実績を反映させて、中国に最も多くの11.6万トン、次に米国に5万トンを割り当てる⁽⁸⁾。また全体MA米から国家別クォータを除いた増量部分には、入札に参加するすべての国家に平等な機会を与える最恵国待遇割り当て（Global 割当）が実施される。この数量は、第2表にあるように、2014年に20万トンに達する。

4. MA米の輸入⁽⁹⁾

本節では、輸入米の入札方法等を説明する。海外から導入されるコメは、農林水産食品部が国家貿易品目として直接管理しており、輸入業務は農林水産食品部が指定する農水産物流通公社が担当する。

輸入米は主食用、加工用ともに、農水産物流通公社が、ホームページや新聞を通じて、MA米の購入に関する入札公告を通知し、入札に参加する業者を募集する。次に応募してきた国外供給者または国内代行業者（輸入業者）の参加資格、具備書類を確認し、業者入札登録を行い、競争入札を実施する。入札で最低価格を提示した業者が、契約保証金を納入し、農水産物流通公社と購買契約を結んでコメを輸入する。コメは、船積みと入港、検疫過程を経て国内に導入され、主食用は流通公社備蓄倉庫で、加工用米は政府糧穀保管倉庫で保管される。

輸入されたコメの国内業者への販売は、主食用については、農水産物流通公社で公売することになっている。一方加工用は、韓国コメ加工食品協会の推薦を受けて、各市道が買い入れ対象者を指定し、協会が配分量を決めて対象者に通知している。

以上の流通ルートを経てマークアップがどの程度に形成されているのかを主食用に関して見たのが第3表である。輸入相手国によって大きな格差があり、中国産では最大で132%になっている。一方タイ産の落札価格は低く、したがってマークアップも63～35.6%であった。

第3表 輸入単価と落札価格（主食用米）（ウォン/20kg）

国	等級（US）	輸入単価	落札価格	価格差	マークアップ（%）
中国産	1	10863	25480	14338	132.0
	3	10145	22660	12255	120.8
米国産	1	10795	22760	11688	108.3
	3	10167	19820	9393	92.4
タイ産	1	7290	12100	4623	63.4
	3	7052	9740	2508	35.6

資料：パクほか（2006）を利用して筆者作成。

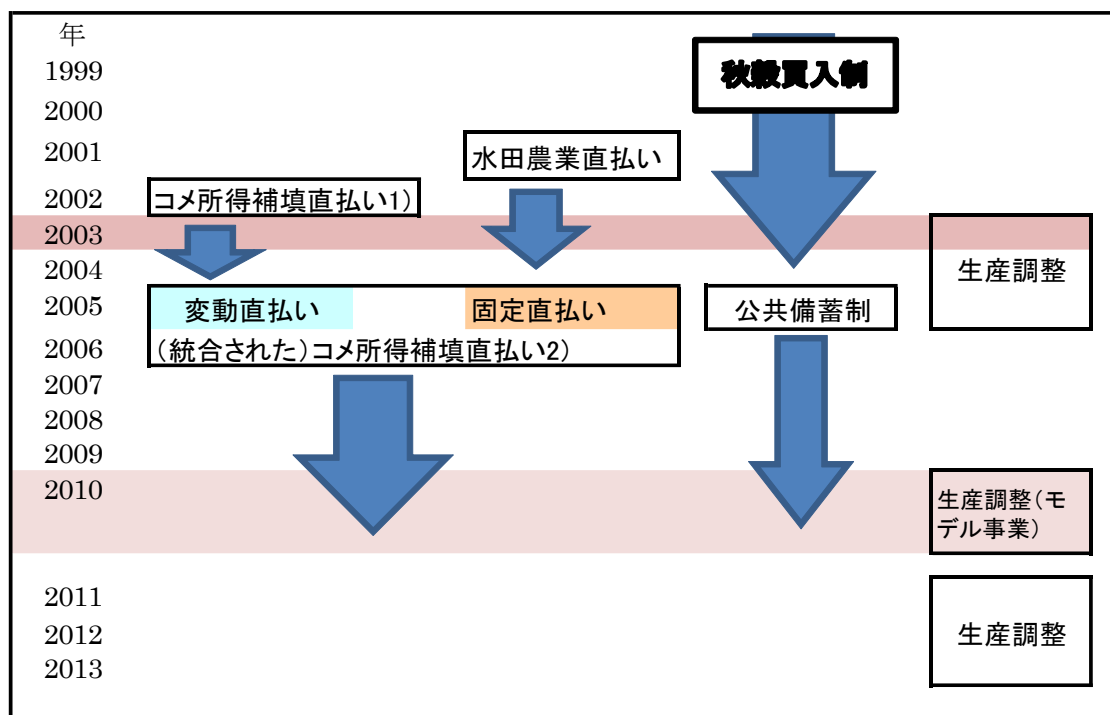
注．2006年に輸入されたもの。落札価格は2006年4月～9月の平均価格。

5. 市場開放に備えた国内対策⁽¹⁰⁾

韓国は、2004年に利害当事国と関税化猶予の交渉を進める間にも、輸入米の国内市場への影響を最小限に抑えるため、同年2月に、農業・農村総合対策と119兆投融资計画を連係させたコメ産業総合対策を発表した。交渉終了後の2005年7月には、改編されたコメ所得補填基金法をもとに従来のコメ所得補填直接支払制を改善し、また新たな糧穀管理法を根拠に米価支持政策の一手段である秋穀買入制を廃止し公共備蓄制を導入した。本節では、この二つの制度を説明する。

（1）公共備蓄制

2005年7月に施行された公共備蓄制は（第4図）、WTO許容補助要件を満たすように制度設計されている。コメを市価で買い入れ、市価で放出しており、制度化された食料安保プログラムの一部として機能している。このように公共備蓄制は、収穫期に一定量を買入れて価格を支持する「秋穀買入制」とは違い、災害等に備えてある水準の在庫を維持する制度である。それ故、政府は糧穀年度末に86.4万トン在庫とし、年間で43.2万トンを買入れ、放出するように決めている。ただし、秋穀買入制廃止による急激な需給調整機能の喪失の影響を避けるため、買入れる在庫を徐々に縮小させることにし、2005年に57.6万トン、2006年に50.4万トン、2007年に43.2万トンとした⁽¹¹⁾。



第4図 コメに関わる制度の変遷

資料：筆者作成。

注 1) 補填実績なし。

注 2) コメ所得補填直払いは変動直接支払金が、水田農業直払いは固定直接支払金が引き継いでいる（農林部 2005 p. 344）。

（2）コメ所得補填直接支払い⁽¹²⁾

もともとコメ所得補填直接支払制度は、2002年に当時の豊作とMA米の輸入による米価下落で農家所得が減少するのを緩和するために導入された。その後、ミニマムアクセス延長交渉の結果による市場開放のさらなる拡大で、米価が一層下落することが憂慮されるようになり、このため農業者の所得安定を図る目的で、2004年11月にコメ農家所得安定法案が発表された。これをもとに、コメ所得補填基金法を改定し2005年7月から新たに施行して、水田農業直払制度も取り込んで導入されたのがコメ所得等補填直接支払制度である（第4図）。

では、2005年にコメ所得補填直払制度として統合される二つの制度、つまり水田農業直接支払制度とコメ所得補填直払制度を概説し、そして統合された制度をみていこう。

1) 水田農業直接支払制度

2001年に導入された水田農業直接支払制度では、農家の所得支持ばかりでなく、水田の公益的機能を最大化するため、肥料・農薬の適正使用等を要件に支援が実施されている。

公益的機能の維持・向上には、例えば、土壌改良材の施用、冬期湛水、景観作物の植栽、生態系の保護、草刈り等が想定されている。

支払い対象は、1998～2000年に継続して水田農業に利用され、水田の形状と機能を維持している農地であり、また土壌検査と残留農薬検査を実施し農薬安全使用基準や施肥基準量を遵守していると認められた農家である。ただし2002年からは、湛水義務が解除され、水田に稲以外の野菜、大豆、飼料作物等の作物を栽培した場合にも、補助金が支給されることになった。

農家への支給は、2003年に0.1～2.0haの範囲で行われ、親環境認証農家の場合0.1～5.0haとしていたが、2004年には水田農業直払いの上限が4.0haに拡大された。支払い単価は、第4表に示されており、初年度の2001年は、振興地内で25万ウォン/ha、振興地域外で20万ウォン/haであったが、2002年には、それぞれの地域で50万ウォン、40万ウォンへと二倍に増額された。

第4表 固定直払い金単価 (千ウォン/ha)

年度1)	農業振興地域		平均
	地域内	地域外	
2001	250	200	
2002	500	400	467
2003	532	432	500
2004	532	432	500
2005	640	512	600
2006	746	597	700
2007	746	597	700
2008	746	597	700

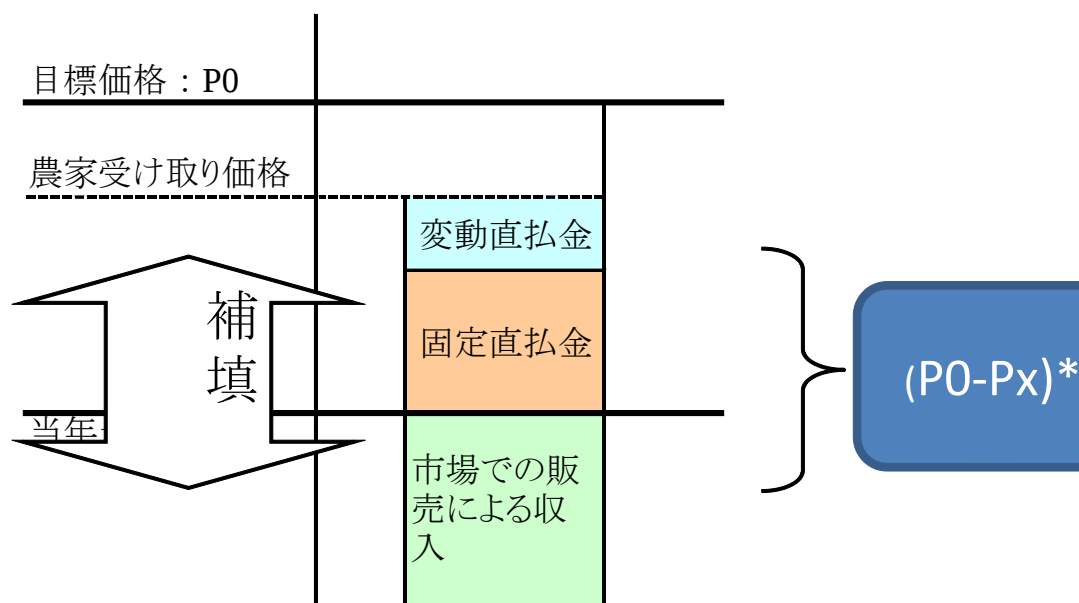
資料：農林水産食品部（2009）p.28，農林部（2002）p.331。

注 1)：2001～2004年は、水田農業直接支払金単価である。

2) コメ所得補填直接支払制度

2002～2004年に実施されたコメ所得補填直接支払制度は、2002年に大統領諮問機構である農漁業・農漁村特別対策委員会で議論され、米産業総合対策の一環として2002年産米にはじめて適用された。この時期のコメ政策は、基本的に需給の均衡を市場に委ねる方向にあったが⁽¹³⁾、そのことによる所得の不安定性に対処するため、水田農業直払制度だけでは不十分な所得安定機能を補う目的で、この制度が活用されることになった。

同制度では、基準価格（過去5年間平均の収穫期コメ価格）より当該年のコメ価格が低くなった場合、下落した80%を補填することになっている。対象者は、水田農業直接支払制度の対象農家で、基準価格の0.5%を事前に納付し⁽¹⁴⁾、実際にコメを生産した耕作者である⁽¹⁵⁾。



(a) 農家受取価格が目標価格より低いケース

農家受取価格		173782ウォン/80kg
目標価格：P0	固定直払金	
当年米価：Px	市場での販売による収入	162307ウォン/80kg

(b) 農家受取価格が目標価格より高いケース（2008 年）

第 5 図 コメ所得補填直払制度

資料：農林水産食品部（2008）を参考にして，筆者作成。

注. 固定直払い額は，2005 年に 9836 ウォン/80kg（60 万ウォン/ha）であったが，2006 年以降，1 万 1475 ウォン/80kg（70 万ウォン/ha）となっている。

コメ所得補填直払い金の予算額は、実際に納付した農家数、米価の下落の程度によって変動するため、事前に予測するのは難しく、政府出せん金と農家の納付金の積立金からなる基金で運営している。米価下落時の対策として導入された制度であるが、2002年以降、悪天候や援助米の増加で米価が上昇したため、実際の補填は3年間に一度も行われなかった。

3) 新たなコメ所得補填直接支払制度

以上の二つの直接支払制度は、2005年から、コメ所得補填直接支払制を変動支払い部分、水田農業直接支払制を固定支払い部分が引き継いで、コメ所得直接払い制度に統合された(第4図)。この制度では、政府が目標価格を定め、収穫期(10月から翌年1月)の産地平均価格(精米)が目標価格よりも低いときに、一定額の補填を行う。2005~2007年の目標価格は、2001~2003年の平均収穫期産地価格に、秋穀買入制の所得効果、2003年の水田農業直接支払所得効果を総合的に反映させ⁽¹⁶⁾、80kg当たり17万83ウォンとした⁽¹⁷⁾。

第5図(a)を用いて、具体的にコメ所得補填直払制度の内容を説明しよう(以下、80kg当たり)。目標価格が P_0 、当年の米価が P_x ($<P_0$)であったと仮定する。この場合、まず固定直払金が支払われ、変動直払い金として、 $(P_0 - P_x) * 0.85$ から固定支払い部分を引いた差額が与えられる。したがって農家の受取価格は、実際の米価 P_x に $(P_0 - P_x) * 0.85$ を加えた値となる。

先述したように、固定部分は水田農業直接支払部分を引き継いでおり、公益機能への対価として支払われるものである。この点が明確になるのが第5図(b)のようなケースである。この図では、2008年の収穫期平均米価が比較的高く形成されたため、固定部分のみを含めた農家受取価格が既に目標価格を超過しており、変動部分が0となっている。このように、環境保全への対価である固定部分は目標価格以上となっても支払われるが、所得補填機能としての変動部分は消滅することになる。

この制度の対象農地は、1998年1月1日から2000年12月31日まで水田農業(コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ)に利用された土地である。対象者は、対象農地で水田農業に従事している農家であり、営農組合法人、農業会社法人も該当する。上限面積は、農家の場合、30ha、農業会社法人であれば50haである。

固定支払い部分の支給は、2001年以降、コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ以外の作物を栽培するようになった水田、あるいは休耕している水田にも適用される。ただしこの場合にも農地の形状や機能の維持が条件となっており、農作物の生産が可能なように土壌の維持、管理がなされている、隣接農地との区分が可能なように境界が設置、管理されている、農地周辺の用・排水路が維持、管理されている、こと等が必要である。

一方変動部分は、現時点でコメを生産している、固定直払い対象農家に限って与えられる。この場合には、農地の形状や機能の維持条件以外に、農薬、化学肥料の使用量が一定の基準値を満たしていなければならない⁽¹⁸⁾。

第 5 表 固定直払いの支給額

年	農家数 (1000戸)	面積(1000ha)			支払い金額 (億ウォン)
		合計	振興地域	振興地域外	
2005	1033	1007			6038
2006	1050	1024			7168
2007	1077	1018	699	319	7120
2008	1097	1013	699	314	7118

資料：農林水産食品部（2009a）p.28，農林水産食品部（2009b）p.367。

第 6 表 変動直払いの支給額

年	農家数 (1000戸)	面積 (1000ha)	支払い金額 (億ウォン)	総支給額 2) 億ウォン
2005	984	940	9007	15045
2006	1000	951	4371	11539
2007	1020	933	2792	9912
2008 1)	0	0	0	7118

資料：農林水産食品部（2009b）p.367。

注 1) 収穫期の米価が高く形成されたため支給されなかった。

注 2) 固定直払いと変動直払いの合計。

第 7 表 稲作所得に占める直払金 （万ウォン/戸，%）

年	固定支払い A	変動支払い B	合計 A+B	稲作所得 C	比率 (A+B)/C
2005	58.5	91.5	150.0	980.8	15.3
2006	68.3	43.7	112.0	1079.1	10.4
2007	66.1	27.4	93.5	951.8	9.8
2008	64.9	0	64.9	886.7	7.3

資料：筆者作成。

注. 稲作所得は，韓国統計庁（2010）による全国サンプリングであるため，固定・変動支払いを受給しない農家を含む。

直接支払いによる単価を固定支払金でみると（第 4 表），2005 年に振興地域が 64 万ウォン，振興地域外が 51 万 2 千ウォン，平均 60 万ウォンであったが，2006 年～08 年には増額されており，振興地域で 74 万 6 千ウォン，振興地域外で 59 万 7 千ウォン，平均 70 万ウォンとなっている。また総支給額は（第 5 表），2005 年に 6038 億ウォンであったが，2008 年には 1000 億ウォン近く増え 7118 億ウォンであった。変動部分は，支給された農家数が

固定支払いの場合よりも少なく、支給総額では（第 6 表）、2005 年に 9007 億ウォンであったが、米価の上昇に伴い、2007 年に 2792 億ウォン、2008 年に 0 となっている。

一戸当たりの所得補填率は（第 7 表）、2005 年に 15.3%であったが、その後、低下しており、2008 年には 7.3%であった。

6. コメの生産調整⁽¹⁹⁾

本稿で確認したように、消費の減退や MA 米の輸入増加に直面して米価の低下や在庫の増大問題が顕在化している。在庫問題に対処する方法としては、生産調整の実施、コメの関税化を受け入れ等が考えられる。

生産調整については、これまで 2003～2005 年の 3 年間に一時的に実施されていた（第 4 図）。その目的は、生産を縮小させてコメの需給安定を図り、また 2004 年のコメ再交渉に備え、WTO 農業協定文の付属書 5 にある関税化の猶予条件（効果的な生産制限措置）を満たすことにあった。事業の内容は、2002 年に稲を栽培した農地に対し、2003 年から 3 年間、稲や商業的作物を栽培しないという条件で、水田賃貸料水準である 1ha 当たり 300 万ウォンの補助金を毎年支給するものである。

2003 年の約定締結量（面積、農家数）は 2 万 7529ha、76565 戸であったが、約定不履行等で除外されたり、新規申請を受け付けなかったりしたため、3 年間の事業量（面積）は（第 8 表）、2003 年に 26357ha、2004 年に 24647ha、2005 年に 23429ha で、減反率は 2.4%前後であった。このような生産調整で、毎年、11～12 万トンほどの生産縮小効果があった。

生産調整が終了したにも関わらず、2006 年にコメの栽培面積が減少したため、2006 年 9 月 5 日にコメの生産調整を再施行しないと決定した。今後の再施行は、需給状況と栽培面積の減少等を総合的に考慮して判断するとしている。このことは、2006 年以降、生産調整を行っていない理由の一つが、栽培面積の減少にあることを示す。

第 8 表 コメの生産調整 (100 万ウォン)

年	事業費(国家補助)1)			事業量1) (ha)	履行農家数 (戸)	減反率 2) (%)	減少量 3) (万トン)
	補助金	管理費	合計				
2003	79683	809	80492	26357	73824	2.5	11.5
2004	75850	807	76657	24647	70433	2.4	12.3
2005	71624	791	72415	23429	67910	2.3	11.4

資料：筆者作成。事業量、事業費は農林部（2006）p.256、履行農家数は国会予算政策処（2006）。

注 1) 事業量は精算実績、事業費は決算実績。

注 2) 第 1 図の栽培面積を利用して、事業量÷（事業量÷栽培面積）で計算。

注 3) 第 1 図の収量を利用して、事業量×収量で計算。

しかし在庫過剰の問題で、2010 年になってモデル事業であるが、生産調整が再開された。

これは、「水田への他作物栽培事業」として実施されており、水田の適正栽培面積を維持しコメの需給安定を図るために、水田に他の作物を栽培した場合にも補助金を支給するものである（第4図）。この事業での受給条件は、2009年に変動直払い金を受けた振興地域の農地、あるいは振興地域外で耕地整理を行った農地に、芋類、豆類、野菜、飼料作物等の単年性作物を栽培すること、となっており、1ha当たり300万ウォンの補助金が支給される。

このようにモデル事業として再開された生産調整は、2010年8月に、2011年から3年間、本格的に実施されることが発表された（農林水産食品部（2010））。計画では、毎年、4万haについて、1ha当たり300万ウォン支援することになっており、年間20万トンの減産効果を見込んでいる²⁰。

7. MA 米増加の国内市場に対する影響

在庫問題に対処するための他の方法は、コメの関税化を受け入れて輸入数量を一定水準に固定することである。以下では、この点を議論している韓国での既存研究成果をみていこう。

韓国のMA米を含むコメ輸入拡大の影響分析は、近年、韓国農村経済研究院（KREI）で活発に行われ、毎年のように、その成果が公表されている。具体的には、同研究所が毎年年初に公表している『農業展望』において、コメの輸入拡大に関するシナリオ分析の結果が示されている。以下では、これらのうちで昨年報告された『農業展望 2009』（韓国農村経済研究院（2009））を紹介する⁽²¹⁾。

（1）試算の前提とした4つのシナリオ

『農業展望 2009』では、KREIが農業生産・価格等の将来予測を行うために開発したモデルであるKREI-ASMO 2008を用い、コメに関して、次に述べる4つのシナリオを設定し、シミュレーションを行っている。なお、すべてのシナリオで、ドーハ・ラウンド（DDA）交渉結果が2011年から効力をもち、コメ所得補填直払制度の目標価格を現行の17万83ウォン/80kgに固定すると仮定している。

先進国重要品目（関税削減率は一般品目の1/3）シナリオ
シナリオ1（S1）

2014年まで関税化の猶予を継続し、2015年に関税化を受け入れる。2015年以降、先進国重要品目となり、またTRQは3%を追加的に増量する。

シナリオ2（S2）

2010年に関税化を受け入れる。2011年から先進国重要品目となる。2014年におけるTRQ

は増量され、2010 年の MA 量に 3%加える。

途上国特別品目（関税は 0%の削減，TRQ も増量しない）シナリオ

シナリオ 3 (S3)

2014 年まで関税化猶予を維持し、2015 年に関税化を受け入れる。2015 年以降も、途上国特別品として扱われる。

シナリオ 4 (S4)

2010 年に関税化を受け入れ、その後も途上国特別品として扱われる。

第 9 表 中長期のコメの需給展望

年	シナリオ	栽培面積 千ha	生産量 千トン	輸入量 千トン	1人当消費 kg	在庫量 千トン
2009		936	4843	307	74.7	814
2015	S1	875	4334	586	67.2	868
	S2	874	4329	484	66.9	857
	S3	871	4314	409	66.4	792
	S4	874	4329	307	65.8	742
2019	S1	846	4208	586	62.2	1009
	S2	847	4213	484	61.9	898
	S3	841	4183	409	61.4	804
	S4	843	4192	307	60.8	740

資料：『農業展望 2009』（KREI-ASMO 2008）。

第 10 表 農家販売価格の予測

年	シナリオ	農家販売価格 千ウォン/80kg
2009		145-149 1)
2015	S1	114
	S2	121
	S3	133
	S4	146
2019	S1	99
	S2	108
	S3	122
	S4	136

資料：『農業展望 2009』（KREI-ASMO 2008）。

注 1) p.493 の値。

（２）シミュレーション結果

シミュレーションの結果は第 9 表、第 10 表のとおりである。すべてのケースで⁽²²⁾、国内米価が下落するため、二次関税等の影響で TRQ 以外のコメは高額になり、輸入されることはない。しかし輸入量はシナリオによって相違があり、長期的には、2010 年で関税化したほうが、猶予を継続するよりも、輸入量が小さくなる⁽²³⁾。

また在庫量に関しても、このような輸入量の相違を反映して、シナリオごとに異なっている。長期的に在庫量は、輸入量同様に、関税化を早期に受け入れるほうが小さくなると予測している。

生産量と栽培面積は、2009 年と比べ、いずれのシナリオでも減少する。しかしコメ所得補填直払制によって農家の受取価格があまり変動しないため⁽²⁴⁾、シナリオ間での差異は大きくない。農家販売価格は、S4 を除き減少する。特に、S1 は、TRQ 増量に伴う供給量の増大に起因して、価格の下落が著しく大きい。

以上を踏まえ、『農業展望 2009』では、長期的には、国内農業補助金（AMS）が限度を超過し現行の所得補填制度の維持が困難になるので、関税化猶予を持続するよりも関税化を早期に受け入れるほうが、国内農業への被害が小さくなるとしている。

8. まとめ

本稿でみたように、近年において韓国では、コメの自給率をほぼ 100%に維持しつつも、価格以外の要因による需要の減退や MA 米の増加に直面して、米価の低下あるいは在庫増加の問題が発生している。このため、本年からモデル事業であるが、生産調整を再開しており、来年からは本格的に実施する計画である。関税化の受け入れについては、韓国農村経済研究院でシミュレーションが行われており、MA 米の関税化猶予に固執すると、コメの関税化を受け入れる場合よりも、長期的には在庫量が大きくなるという結果が示されている。

以上のような状況で、関税化の受け入れあるいは効果的な生産調整の実施方法等が様々な場で議論されている⁽²⁵⁾。今後韓国政府が、どのような方法で、この非常に難しい問題に対処していくのか、注視しておく必要がある。

付録 『農業展望 2010』の結果

本節では、KREI-ASMO 2009 を用いて行われた『農業展望 2010』のシミュレーションの結果を示す。

シナリオの設定では、『農業展望 2009』とは異なり、現在におけるドーハ・ラウンドの先行きの不透明さを反映させて、ラウンド交渉結果に関する仮定を設けていない。コメ所得補填直払制度の目標価格の前提は同じである。

シナリオは、二つ示されているが、発展途上国待遇となるか先進国待遇となるか明示されていない。そこで、2009 年の結果と比較し、途上国待遇（関税は 0%の削減，TRQ の増量もしない）を仮定していると判断した。シナリオは以下のようになっている。

シナリオ 1 (S₁₀₁)

2014 年まで関税化猶予を維持し、2015 年に関税化を受け入れる。2015 年以降も、途上国特別品として扱われる。

シナリオ 2 (S₁₀₂)

2011 年に関税化を受け入れ、その後も途上国特別品として扱われる。

シミュレーション結果は第 1 付表の通りである。表から分かるように、『農業展望 2009』のシナリオ 3、4 と大きな差はない。なお在庫量は、数値が示されていないが、2020 年で、シナリオ 1 の在庫>シナリオ 2 の在庫、と予測している（『農業展望 2010』 p.551）。

第 1 付表 中長期のコメの需給展望

年	シナリオ	栽培面積 千ha	生産量 千トン	輸入量 千トン	1人当消費 kg	農家販売価格 千ウォン/80kg
2010		915	4916	307	73.1	
2015	S ₁₀₁	895	4599	409	68.1	132
	S ₁₀₂	896	4606	327	67.7	141
2020	S ₁₀₁	853	4397	409	61.7	122
	S ₁₀₂	856	4409	327	61.4	132

資料：『農業展望 2010』。

[引用文献]

日本語文献

- 品川優『条件不利地域農業 日本と韓国』筑波書房, 2010 年
- 福田竜一『貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究』農林水産政策研究所, 2010 年
- 李哉法「IV. 韓国」岸康彦編『世界の直接支払制度』農林統計協会, 2006 年

韓国語文献

- 金ドンファンほか『輸入米の国内流通実態およびコメ市場影響分析研究』農食品新流通研究院、2007 年
- 国会予算政策処『2005 年度 歳入・歳出決算分析』2006 年
- 農林部『農業動向に関する年次報告書』1996～1999 年
- 農林部『農政に関する年次報告書』2000～2005 年
- 農林部『2006 年度 農政に関する年次報告』2006 年
- 農林部食糧政策課「食糧自給率諮問委員会、食糧自給率の目標値設定の対政府建議書提出」報道資料 2006 年
- 農林部『2007 年度 農政に関する年次報告』2007 年
- 農林部食糧政策局『糧政資料』2007 年
- 農林水産食品部『2008 年度 農業・農村および食品産業に関する年次報告書』2008 年
- 農林水産食品部『糧政資料』2009 年 a
- 農林水産食品部『2009 年度 農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書』2009 年 b
- 農 林 水 産 食 品 部 「 2010 年 全 体 の コ メ 在 庫 量 は 約 140 万 ト ン を 展 望 」 報 道 資 料
(http://mifaff.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155544927§ionId=b_sec_1&type=news¤tPage=1&f1Comment=1&f1Reply=0) 2010 年 7 月 30 日アクセス
- 農林水産食品部「米価安定及びコメ需給均衡対策準備」報道資料 2010 年
- 農林水産食品部『コメ需給安定対策』2010 年
- パク・ドンギョほか『稲作農家の所得安定方案研究』韓国農村経済研究院, 2004 年
- パク・ドンギョほか『輸入米の価値評価および代替効果分析』研究報告, 韓国農村経済研究院, 2006 年
- パク・ドンギョほか『コメの関税化猶予 3 年の評価と今後の方向』政策討論会資料集 韓国農村経済研究院 2008 年
- シン・ジェグン「コメの需給動向と政策課題」CEO Focus 241 号 2009 年
- チョン・ヨンイル「21 世紀の韓国農政のパラダイム転換と実践戦略」農協大学講義資料 2010 年
- 韓国コメ加工食品協会「コメ情報」(http://www.krfa.or.kr/05data04_dda02.html#mc04) 2010 年 7 月 30 日アクセス
- 韓国農村経済研究院『食品需給表』各年
- 韓国農村経済研究院『農業展望 2009』韓国農村経済研究院、2009 年
- 韓国農村経済研究院『農業展望 2010』韓国農村経済研究院、2010 年
- 韓国統計庁『農家経済統計』KOSIS、国家統計ポータル (<http://kosis.kr>) 2010 年 7 月 30 日アクセス

注

- (1) 韓国では、MMA 米と略している。
- (2) 以下の議論は、農林部『農業・農村および食品産業に関する年次報告書』（各年版）、韓国コメ加工食品協会（2010）、福田（2010）を参考にした。
- (3) 利害当事国にはその他に、インド、パキスタン、エジプト、カナダ、アルゼンチンが含まれる。
- (4) 履行 5 年目となる 2009 年に多国間履行状況の中間点検を実施する。
- (5) マークアップの上限は設定されていない。
- (6) 関税化に転換する場合、3 ヶ月前までに関税率等の詳細な内容を WTO に報告する必要がある。
- (7) 加工用は主にモチ・麺類加工、アルコール製造に利用されている。
- (8) 国家別クォータ（精米単位）は、中国（116159 トン）、米国（50076 トン）、タイ（29963 トン）、豪州（9030 トン）となっている（韓国コメ加工食品協会（2010））。
- (9) 金ドンファンほか（2007）、パク・ドンギョほか（2006）。
- (10) ここでの議論は、農林水産食品部（2008）pp.267～269、チョン（2010）を参考にした。
- (11) 2005 年度には、収穫期に価格が暴落したため、別途に 14.4 万トンを買入れ入れている。
- (12) 本節は、農林部『農政に関する年次報告書』（各年版）、品川（2010）、李（2006）、パクほか（2004）を参考にした。
- (13) いうまでもなく、国境措置は存在している。
- (14) 次年度以降にも継続して加入する場合には、0.1%となる。
- (15) 以上から分かるように、この制度は、細部で異なるが、日本の品目横断経営安定化政策の収入減少影響緩和対策に類似している。
- (16) 目標価格設定の詳細は、パクほか（2004）pp. 41～48 を参照。
- (17) 目標価格は 3 年間ごとに変更する予定であったが、2009 年初の国会で、2008～2012 年の 5 年間も 2005～2007 年と同一価格の 170083 ウォンにすることになった。
- (18) なお第 6 節で見るように、2010 年から他作物を栽培した場合にも、変動部分に代わる補填を与えることで、コメの生産を抑える政策が実施されている。
- (19) 本節の議論は、農林部（2006）、国会予算政策処（2006）を参考にした。
- (20) 以上の対策以外に、2015 年までに 3 万 ha の水田を政府が買入れ、他作物に転換させて活用する計画も立てられており、来年は 3000～4000ha を買入れ入る予定である。
- (21) 最新のものは、『農業展望 2010』である。シミュレーション結果の一部で違いがあるが、『農業展望 2009』とほぼ同じ内容であるので省略し、結果は付録に示した。
- (22) 関税化猶予期間は MA 米以外の輸入は発生しない。
- (23) 長期的には、二次関税率が低下していくことも考慮する必要があるが、ここではそのような仮定はなされていないと思われる。福田（2010）では、二次関税引き下げの影響を加味した試算値が示されている。
- (24) 韓国農村経済研究院（2009 p. 501）では、補填後の受取価格が、14 万 2 千～14 万 9 千ウォン/80kg に維持されると予測している。
- (25) 生産調整の導入に関してはシン・ジェグン（2009）を参照。生産調整と、コメの生産へ誘因を与える直接支払制度との整合性をいかに維持するのかという複雑な問題が提起されている。